

## 合築施設におけるいきいき市民活動センターの光熱水費の負担割合について

いきいき市民活動センターと合築施設の光熱水費の負担割合については、次のとおりです。

なお、施設の使用方法や設備の更新など、現在想定している使用形態から大きく変わる場合などについては、そのつど、必要に応じて見直しを行う予定です。

### 1 北いきいき市民活動センター本館

#### (1) 対象施設

保育所（1階部分）

#### (2) 負担割合の考え方

施設の構造上、いきいき市民活動センターと保育所の使用量を分けて把握することができないため、延床面積や開所時間等を踏まえて設定した負担割合により、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	保育所	備考
電気料金	60%	40%	
ガス料金	60%	40%	
水道料金	10%	90%	

※ 当該負担割合は平成 23 年度からのものであり、平成 22 年度までは電気料金及びガス料金については、コミュニティセンターが全額、水道料金については保育所が全額（平成 21 年度決算額 1,068,020 円）負担しています。

### 2 左京東部いきいき市民活動センター本館

#### (1) 対象施設

保育所（南側隣接）

#### (2) 負担割合の考え方

保育所と一体の契約となっている電気料金については、保育所側に設置された証明用計器により保育所の使用量を把握し、それぞれの使用量の比率に応じて、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	保育所	備考
電気料金	使用量ごと	使用量ごと	
ガス料金	—	—	ガス事業者との契約はそれぞれが行う。
水道料金	—	—	上下水道局との契約はそれぞれが行う。

※ 当該負担割合は平成 23 年度からのものであり、平成 22 年度までの電気料金については、コミュニティセンターが全額負担しています。

### 3 左京西部いきいき市民活動センター本館

(1) 対象施設

保育所（1階部分）

(2) 負担割合の考え方

電気料金及び水道料金については、施設の構造上、いきいき市民活動センターと保育所の使用量を分けて把握することができないため、延床面積や開所時間等から設定した負担割合により、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	保育所	備考
電気料金	30%	70%	
ガス料金	—	—	ガス事業者との契約はそれぞれが行う。
水道料金	10%	90%	

※ 当該負担割合は平成 23 年度からのものであり、平成 22 年度までは電気料金及び水道料金については、コミュニティセンターが 40%、保育所が 60%、ガス料金については、保育所が全額（平成 21 年度決算額 1,898,043 円）負担しています。ガス料金については、平成 23 年度からいきいき市民活動センター分を分割して契約します。

### 4 中京いきいき市民活動センター本館

(1) 対象施設

京都市保健福祉局（旧保育所）管理部分（南側部分）

(2) 負担割合の考え方

電気料金については京都市保健福祉局管理部分での使用量を、水道料金についてはいきいき市民活動センターの使用量を、証明用計器により把握し、それぞれの使用量の比率に応じて、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	京都市保健福祉局管理部分	備考
電気料金	使用量ごと	使用量ごと	
ガス料金	—	—	ガス事業者との契約はそれぞれが行う。
水道料金	使用量ごと	使用量ごと	

※ 当該負担割合は平成 22 年 7 月使用分からのものであり、それまでの光熱水費についてはコミュニティセンターが全額負担しています。

## 5 中京いきいき市民活動センター高齢者ふれあいサロン

### (1) 対象施設

鳴滝総合支援学校

### (2) 負担割合の考え方

電気料金及びガス料金については、施設の構造上、いきいき市民活動センターと鳴滝総合支援学校の使用量を分けて把握することができないため、延床面積や開所時間等を踏まえて設定した負担割合により、請求額を按分します。

また、鳴滝総合支援学校が使用を開始するまでの間は、前年及び前々年同月の請求額を平均した金額を負担していただきます。ただし、その額が、実際の請求額を大きく上回る場合は、別途協議します。

水道料金については、新たに設置する予定の証明用計器によりいきいき市民活動センターの使用量を把握し、それぞれの使用量の比率に応じて、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	鳴滝総合支援学校	備考
電気料金	90%	10%	
ガス料金	90%	10%	
水道料金	使用量ごと	使用量ごと	

※ 当該負担割合は平成 23 年度からのものであり、平成 22 年度までは光熱水費はコミュニティセンターが全て負担していました。

なお、平成 21 年 6 月以降は、鳴滝総合支援学校の管理部分について、光熱水費の使用はありません。

## 6 東山いきいき市民活動センター本館

### (1) 対象施設

診療所（1 階東側部分）、学童保育所（2 階一部）、料理室（1 階一部）

### (2) 負担割合の考え方

診療所の光熱水費については、証明用計器により診療所の光熱水費の使用量を把握し、請求額を按分します。

いきいき市民活動センター、学童保育所、料理室については、施設の構造上、それぞれの使用量を分けて把握することができないため、延床面積や開所時間等を踏まえて設定した負担割合により、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	学童保育所	料理室	備考
電気料金	93%	5%	2%	全体の経費から診療所分を除いた額を按分する。
ガス料金	93%	5%	2%	
水道料金	93%	5%	2%	

※ 当該負担割合は平成 23 年度からのものであり、平成 22 年度まではコミュニティセンターが全額を支払った後、診療所は使用量に応じて請求し、それを差し引いた残額の 2%を料理室に請求しています。

## 7 下京いきいき市民活動センター本館

### (1) 対象施設

老人デイサービスセンター（1階東側部分）、地域包括支援センター（2階一部）

### (2) 按分の考え方

各施設の電気料金及び水道料金については、屋外に設置した証明用計器により各施設の光熱水費の使用量を把握し、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	老人デイサービスセンター、地域包括支援センター	備考
電気料金	使用量ごと	使用量ごと	
ガス料金	—	—	ガス事業者との契約はそれぞれが行う。
水道料金	使用量ごと	使用量ごと	

※ 当該負担割合は平成20年度から既に適用しています。全額をコミュニティセンターが支払った後、老人デイサービスセンター、地域包括支援センターに請求しています。

## 8 下京いきいき市民活動センター別館

### (1) 対象施設

地域体育館（3、4階部分）、児童館（北側隣接）

### (2) 負担割合の考え方

各施設の電気料金及び水道料金については、証明用計器（一部は新たに設置する予定です）により、各施設の光熱水費の使用量を把握し、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	地域体育館	児童館	備考
電気料金	使用量ごと	使用量ごと	使用量ごと	
ガス料金	—	—	—	ガス事業者との契約はそれぞれが行う。
水道料金	使用量ごと	使用量ごと	使用量ごと	

※ 当該負担割合は平成23年度からのものです。平成22年度までは、全額をコミュニティセンターが支払った後、児童館に使用量に応じて請求しています。平成21、22年度は、ガス料金のみ地域体育館が全額（平成21年度決算額3,659,835円）負担しています。ガス料金については、平成23年度からいきいき市民活動センター分を分割して契約します。

## 9 吉祥院いきいき市民活動センター本館

### (1) 対象施設

地域体育館（1階東側部分）

### (2) 負担割合の考え方

電気料金については、証明用計器により地域体育館の光熱水費の使用量を把握し、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	地域体育館	備考
電気料金	使用量ごと	使用量ごと	
ガス料金	—	—	ガス事業者との契約はそれぞれが行う。
水道料金	100%	0%	

※ 当該負担割合は平成 23 年度からのものです。平成 22 年度までは、コミュニティセンターが全額負担しています。ガス料金については、平成 23 年度からいきいき市民活動センター分を分割して契約します。

## 10 吉祥院いきいき市民活動センター別館

### (1) 対象施設

診療所（1階東側部分）

### (2) 負担割合の考え方

電気料金及び水道料金については、証明用計器により診療所の使用量を把握し、請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	診療所	備考
電気料金	使用量ごと	使用量ごと	
ガス料金	—	—	ガス事業者との契約はそれぞれが行う。
水道料金	使用量ごと	使用量ごと	

※ 当該負担割合については、従前と変わりません。コミュニティセンターが全額を支払った後、使用量に応じて診療所に請求しています。

## 11 醍醐いきいき市民活動センター本館，高齢者ふれあいサロン

### (1) 対象施設

保育所（南東側隣接），旧学習施設（南東側隣接）

### (2) 負担割合の考え方

電気料金については，旧学習施設に設置された証明用計器により，いきいき市民活動センター，保育所，旧学習施設の使用量を把握し，それぞれの使用量の比率に応じて，請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	保育所	旧学習施設	備考
電気料金	使用量ごと	使用量ごと	使用量ごと	
ガス料金	—	—		ガス事業者との契約はそれぞれが行う。
水道料金	—	—		上下水道局との契約はそれぞれが行う。

※ 当該負担割合は平成 23 年度からのものであり，平成 22 年度までの電気料金についてはコミュニティセンターが全額負担しています。

## 12 伏見いきいき市民活動センター本館

### (1) 対象施設

ふれあいの杜（1階東側部分）

### (2) 負担割合の考え方

施設の構造上，いきいき市民活動センターとふれあいの杜の使用量を分けて把握することができないため，延床面積や開所時間等を踏まえて設定した負担割合により，請求額を按分します。

	いきいき市民活動センター	ふれあいの杜	備考
電気料金	90%	10%	
ガス料金	90%	10%	
水道料金	90%	10%	

※ 当該負担割合は平成 23 年度からのものであり，平成 22 年度までの光熱水費についてはコミュニティセンターが全額負担しています。